

議会活性化等検討特別委員会委員長中間報告

令和7年11月28日

地方議会の多くが、「多様な意見を集約することが必要とされる議会で、選挙によって選ばれる議員の構成が、現実の住民の構成と大きく乖離している」と現状に対する課題が指摘されています。また、「女性議員が少ない議会や議員の平均年齢が高い議会において無投票当選となる割合が高い傾向にあり、議会が性別や年齢構成の面で多様性を欠いていることは、繰り返される一部の議員の不適切な行為と相まって、住民の議会に対する関心を低下させ、住民から見た議会の魅力を失わせていると考えられ、その結果、意欲のある住民が立候補を思いとどまるようになるなど、議員のなり手不足の原因の一つにもなっている面がある」と第33次地方制度調査会の答申もありました。さらには、日本財団が行った地方議会をテーマとした18歳意識調査によると「地方議会については、“信頼していない”と回答した人の割合が“信頼している”を上回り、さらに、地方議会の役割について、全体の半数近くが“知らなかった”と回答しており、特に、今後の日本を担う若者からの地方議会及び地方議員に対する期待感の薄さや無関心は顕著になっている」と報告されています。

このような地方議会を取り巻く現状と下がり続けている投票率などを鑑みれば、三次市議会においても、次世代を担う若者や、全国の市・区議会議員の2割に満たない女性など、年齢、性差に関係なく、多様な人材が議会に参画することが必要であり、また、個々の議員も複雑化する市民ニーズにも応えられるように常に成長することが求められています。

のことから、令和6年6月に「議会への多様な人材の参画」と「議会における人材育成」、そして、このことを通じての議会の活性化を調査研究の対象として、これから三次市議会を担うことを期待されている1期と2期の議員10人の委員をもって、この議会活性化等検討特別委員会が設置されたものと認識しています。

委員会は、これまでに17回開催し、先ほどの諮問された事項について、様々な議論を重ねてきました。

今回は、これまでの委員間における討議を整理し、その現状を報告するもので

あります。

先ずは、「議会における人材育成」について、報告させていただきます。

委員会では、主に昨年度において、三次市議会が市民ニーズに柔軟、的確に対応し、信頼され魅力ある議会であるため、1期目の議員は議会人としての基礎部分の習得、2期目の議員はそれぞれの確認の意味も含めて、地方議会制度の概要や議会における会議原則、会議規則などを中心に議会事務局や外部講師による説明を受け、そして、それに対する疑問点などの質疑を行いながら、知見を深めることに努めてきたところです。また、注目される一般質問をテーマに、先駆的な他の市議会の取組などを参考に自由討議を重ねる中で、それぞれの委員が役割を確認し、その意義を共有しました。今後も個々が研鑽に努め、その取組が全体へ波及することで議会が活性化していくものと考えています。

次に、「議会への多様な人材の参画」についてであります。

このことの検討を始めるに当たって、議員を取り巻く社会情勢や社会的課題といった視点から、いかに多様な人材を議会参画に繋げができるのかを主題に、議会全体の活動方針を確認し、本委員会が担う次の4項目について、調査研究を進めてきました。

一つ目の項目は「幅広い世代や専門知識を持った者が議員をめざせる処遇面の改善」として、令和3年6月から令和4年2月に設置された議員定数等調査特別委員会が提起された、議員報酬額及び政務活動費の見直しに沿って、現下の物価高騰や人件費の上昇といった社会情勢の変化や、他市での特別職報酬審議会等の勧告内容の調査を行いました。あわせて、実際の我々の議員・議会活動に対して、現行の議員報酬額はどうなんだろうかといった疑問に対して、全委員の活動時間に基づき、他の自治体でも用いられている市長報酬額との比較からの試算を行いました。詳細については、報告書に記載しますが、これらの取組から、現行となってから30年間見直しがされていない議員報酬額については、議員定数を2減とし、議会費を縮減したことを含め、早急に特別職報酬審議会を開催し、検討されることを求める必要があるのではないかとの確認に至りました。また、現代の社会的要請でもある通称や旧姓の使用の導入に向けての調査研究も行いました。

結論的には、旧姓でのキャリアを継続し、有権者との関係性を維持できるように配慮がなされ、将来的に政治分野における男女共同参画の推進に関する法律のめざすところの女性の政治参画の拡大、そして、議員数の男女比を出来る限り均等となることにも繋がるよう、さらには、本市議会での現状も踏まえた上で、規程案を作成したところです。今後、議長決裁を経て、本市議会でも通称等の使用を明確化します。

続いて、二つ目の項目として「育児、介護等と議員活動の両立支援やハラスメント防止対策等の環境の整備」を掲げました。近年、SNSなどのソーシャルメディアによる誹謗中傷によって、議員活動への影響や、議会人をめざす時の大いな障壁となっているハラスメントに対する施策の調査研究を行い、全国でもあまり例のない、議員や議員になろうとする者も含め、あらゆるハラスメントの根絶を目的とした「（仮称）三次市における議会関係ハラスメントを根絶するための条例」の制定を目指し、取り組んでいます。なお、この条例案には「市民の責務」を規定しようとしているために、年明けに開催する「議員と話そう」の場で市民に内容の説明を行うこと、あわせて、パブリックコメントを実施し、広く意見を聴取した上で3月定例会での発議を予定しています。

これに係る各議員への詳細な説明については、既に会派内で共有されているものと思われますが、改めて全員協議会で説明する予定でいます。

次に、三つ目の項目は「次世代を担う若者の議会に対する関心度の向上」とし、現在も広報広聴常任委員会が中心となり取り組んでいる中高生との対話を通じての主権者教育の推進を掲げました。これは、議員を身近に感じてもらうことで、課題とされている地方議会及び地方議員に対する期待感の薄さや無関心を開拓できるものと位置付けています。

そして、最後、四つ目の項目として「市民の期待に応える“注目される議会”としての取組」として、これまで課題とされてきた政策提案・提言にも繋がる取組の導入に向けての調査研究を掲げました。

我々の質問や質疑の意図や根拠を明確にし、より質の高い、政策的な議論を深めることを目的に、先駆的な議会で取り入れている反問権運用範囲の拡大や、議

会のチェック機能を強化し、地方自治体の意思決定への関与を高めることを目的とした議決事件の範囲の拡大について、様々な議論を経て、さらなる調査研究の継続が必要であるとの確認をしたところです。

これまで報告してきたものは、現在の議員はもちろんですが、将来、議会人を志す者のために、処遇や環境を少しでも改善ができると考えられる施策について、これまで委員会で自由討議を中心に議論を重ね、この間、委員で共有してきた調査研究結果になります。

引き続き委員会での議論が必要な項目、議会関係ハラスメントの根絶をめざすための取組など、全議員の協力が不可欠な取組もあります。

議員各位におかれましては、この度の報告内容をご理解いただくとともに、今後もご協力くださいますようお願いして、議会活性化等検討特別委員会委員長中間報告といたします。